

## ○ 佐賀県市町村職員共済組合貯金規程

（平成15年3月3日）  
（佐共規程第365号）

佐賀県市町村職員共済組合貯金規程（昭和45年佐共規程第80号）の全部を改正する。

改正 平成19年 3月 1日規程第396号  
平成23年 2月28日規程第440号  
令和 4年 2月18日規程第507号

**第1章 総則**

（目的）

**第1条** この規程は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第112条第1項第3号及び佐賀県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）定款第38条の規定に基づき、組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）の貯金の受入れ及びその運用に関する必要な事項を定め、もって貯金事業の適正な運営を図ることを目的とする。

（経理）

**第2条** この規程による貯金に関する経理は、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第6条第1項第8号に規定する貯金経理において行う。

2 理事長は、施行規程及びこの規程に定めるところにより帳簿等を整理し、常に貯金の受入れ及び払戻しの状況を明らかにするとともに、資金は安全かつ効率的に運用しなければならない。

（貯金の種類）

**第3条** 貯金の種類は、積立貯金（以下「貯金」という。）とする。

（貯金の積立）

**第4条** 貯金の積立は、定例積立及び臨時積立とする。

2 貯金の単位は、1,000円以上その整数倍に相当する金額とする。

3 定例積立は、貯金に加入した者（以下「貯金者」という。）が定額を毎月積立てるものとし、臨時積立にあつては、貯金者が任意の額を随時に積立てることができるものとする。

（貯金の利息）

**第5条** 貯金の利率は、年利0.6パーセントの複利とする。

（平19規程396・一部改正）

2 貯金の利息は、組合の貯金経理口座に入金された日から、払戻し又は解約の日の前日までの期間について計算する。ただし、貯金者が組合員の資格を喪失したときは、資格喪失日の前日から解約の日の前日までの期間については利息の計算は行わない。

（平23規程440・一部改正）

3 付利単位は100円とし、貯金額に100円未満の端数があるときは、その端数については利息の計算は行わない。

4 利息に円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 利息は、毎年3月31日及び9月30日にそれぞれ当日までを計算し、同日元金に組み入れる。

**第2章 貯金**

（貯金の申込み）

**第6条** 貯金に加入しようとする者は、貯金加入申込書（様式第1号）を当月5日までに所属所長を経由し理事長に提出しなければならない。

（貯金口座）

**第7条** 理事長は前条による貯金の申込みを受けたときは、口座を設けなければならない。

2 貯金の口座番号は、組合員証記号番号と同一とする。

（貯金の預け入れ）

**第8条** 定例積立は、所属所長が、毎月理事長の送付する徴収額明細表（様式第2号）に基づき給料から貯金額を控除し、一括して組合の貯金経理口座に払込むものとする。

2 臨時積立は、所属所長が貯金者の貯金額を取りまとめ、組合の貯金経理口座に払込むものとする。

3 所属所長は、前項の臨時積立の内訳を臨時積立報告明細表（様式第3号）に記載して、当月20日までに理事長に提出しなければならない。

（預け入れの特例）

**第9条** 臨時積立をしようとする貯金者は、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、直接組合の貯金経理口座に払込むことができるものとする。

（貯金額の変更等）

**第10条** 貯金額は、4月及び10月からの定例積立について変更することができる。

2 前項の規定による貯金額の変更をしようとするときは、貯金額変更申込書（様式第4号）を3月15日及び9月15日までに所属所長を経由し理事長に提出しなければならない。

3 貯金者が定例積立を中断するときは、貯金中断申込書（様式第5号）を当月5日までに所属所長を経由し理事長に提出しなければならない。

4 前項の規定により中断した定例積立を再び続けようとするときは、貯金復活申込書（様式第5号）を当月5日までに所属所長を経由し理事長に提出しなければならない。

（貯金の払戻し）

**第11条** 貯金の払戻しは、口座設定後1年目以降とする。ただし、理事長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

2 貯金者が貯金の払戻しをしようとするときは、貯金払戻請求書（様式第6号）を毎月14日又は28日までに理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項による請求書を14日までに受理したものについては、28日（12月にあつては24日）、28日までに受理したものについては、翌月の14日に払戻金を送金するものとする。ただし、当日が土曜日、日曜日又は休日にあたる場合は、当日前において当日にもっとも近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

（貯金の解約）

**第12条** 貯金者が貯金を解約しようとするとき、又は組合員の資格を喪失したときは、貯金解約請求書（様式第7号）を5日までに所属所長を経由し理事長に提出しなければならない。

（平23規程440・一部改正）

2 理事長は、前項による請求を受理したときは、28日（12月にあつては24日）に、解約金を送金するものとする。この場合においては、前条第3項ただし書の規定を準用する。

（平23規程440・一部改正）

（印鑑）

**第13条** 貯金の手続きに用いる印鑑は、貯金加入申込書に押印したものと同一のものでなければならない。

（氏名又は印鑑の変更）

**第14条** 貯金者が氏名又は印鑑を変更するときは、氏名変更（改印）届書（様式第8号）を所属所長を経由し理事長に提出しなければならない。

（貯金残高の通知）

**第15条** 理事長は、第5条第5項による利息加算後、貯金現在残高通知書（様式第9号）を作成し、所属所長を経由して貯金者に通知するものとする。

（貯金台帳）

**第16条** 理事長は、貯金台帳（様式第10号）を作成し、貯金の受入れ及び払戻し等を記載し整理保管しなければならない。

2 理事長は、毎月末日現在の貯金台帳を作成し、所属所長に送付するものとする。

（細則への委任）

**第17条** この規程で定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行日の前日における改正前の規程による貯金の最終残高は、施行日においてこの規程の規定により預け入れられた貯金とみなす。

3 この規程の施行日前に改正前の規程の規定に基づいて行われた諸手続きは、この規程の施行日以後は、それぞれ、この規程の規定により行われたものとみなす。

**附 則**（平成19年3月1日規程第396号抄）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年2月28日規程第440号抄）

この規程は、公告の日から施行する。

**附 則**（令和4年2月18日規程第507号抄）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 （第6条関係）（平成15規程365・全部改正）

## 貯金加入申込書

佐賀県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長  
経由印



年 月 日

私は、佐賀県市町村職員共済組合貯金規程を承諾のうえ加入を申込みます。

所 属 所 名				所属所番号		組 合 員 証 番 号	
				-			
フリガナ	-----					届出印	
氏 名							
貯金額	0 0 0 円				貯金 開始月	年 月	

※ 組合員証の記号・番号  
が口座番号になります  
右詰で記入してください

※ 届出印は3枚とも押印  
してください

※ 貯金開始月の5日まで  
に共済組合に提出して  
ください

様式第2号 (第8条関係) (平成15規程365・全部改正)

徴収額明細表

作成 頁

貯金種類 ( ) 積立月

所属所 ( )

証番号	口 座 区 分	氏名	現在 中 断	前月積立額	変					今月積立額	備考	
					新規 転 入	積立 復活	積立額 変更	積立 中 断	積立 出 転			解約

合 計	前月積立		変 更 件 数					今月積立			
	口座 数	金額	新規 転 入	復活	変更	中断	出 転	解約	口座 数	件 数	金額

様式第3号（第8条関係）（平15規程365・令4規程507・全部改正）

### 臨時積立報告明細表

報告日 . . .

年 月分

払込日 . . .

No. \_\_\_\_\_

口座番号		氏名	臨時積立額（円）			
所属所番号	組合員証番号					
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0
				0	0	0

所属所合計	件	円
-------	---	---

上記のとおり報告します。

佐賀縣市町村職員共済組合理事長 様

所属所長

様式第4号（第10条関係）（平成15規程365・全部改正）

## 貯金額変更申込書

佐賀縣市町村職員共済組合理事長 様

所属所長  
経由印



年 月 日

下記のとおり、貯金額の変更を申込みます。

口座番号	所属所番号	—	組合員証番号	
所属所名				届出印
氏名				
変更年月	年 4 ・ 1 0 月 から			
貯金額変更	毎 月			0 0 0 円

※ 口座番号は組合員証の記号・番号です  
右詰で記入してください

※ 届出印は3枚とも押印してください

※ 4月からの変更は3月15日までに、  
10月からの変更は9月15日までに  
共済組合に提出してください

様式第5号（第10条関係）（平成15規程365・全部改正）

## 貯金中断申込書 貯金復活申込書

佐賀縣市町村職員共済組合理事長 様

所属所長  
経由印



年 月 日

下記のとおり、貯金の中断・復活を申込みます。

口座番号	所属所番号	—	組合員証番号	
所属所名				届出印
氏名				
中 断	年 月 から 中 断			
復 活	年 月 から			0 0 0 円

※ 口座番号は組合員証の記号・番号です  
右詰で記入してください

※ 届出印は3枚とも押印してください

※ 復活する場合は、再度申込書を  
提出してください

※ 該当する欄のみ記入してください

※ 事由該当月の5日までに共済組合  
に提出してください

様式第6号（第11条関係）（平成15規程365・全部改正）

## 貯金払戻請求書

佐賀県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

下記のとおり、貯金の払戻を請求します。

口座番号	所属所番号	組合員証番号	※ 口座番号は組合員証の記号・番号です 右詰で記入してください
所属所名	届出印		※ 払戻日は14日と28日（12月は24日）で、土・日・休日の場合は前に遡ります
氏名			※ 払戻日を○で囲み指定してください
払戻日	年 月 14 日・28 日		※ 14日払戻は前月の28日、28日払戻は当月の14日までに、必ず共済組合に着くように提出してください。
払戻金額	百万	千	円
		0	0
		0	0
			0
			※ 締切に間に合わなかった場合は、次の払戻日に払戻します
			※ 金額の頭部に¥をお書きください

様式第7号（第12条関係）（平成15規程365・全部改正）

## 貯金解約請求書

所属所長  
経由印

佐賀県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

下記のとおり、貯金の解約を請求します。

口座番号	所属所番号	組合員証番号	※ 口座番号は組合員証の記号・番号です 右詰で記入してください
所属所名	届出印		※ 届出印は3枚とも押印してください
氏名			※ 解約日は28日（12月は24日）で、土・日・休日の場合は前に遡ります
解約月	年 月		※ 解約月の5日までに、必ず共済組合に着くように提出してください



様式第8号（第14条関係）（平成15規程365・全部改正）

### 氏名変更（改印）届書

佐賀県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長  
経由印



年 月 日

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

口座番号	所属所番号		-	組合員証番号			※ 口座番号は組合員証の記号・番号 です 右詰で記入してください
所属所名				届出印		※ 届出印は3枚とも押印してください	
氏名							
氏名変更	新氏名						
	旧氏名						

様式第9号（第15条関係）（平成15規程365・全部改正）

### 貯金現在残高通知書

年 月 日 作成

の  
残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

所属所名		
氏名	様	

税区分	の残高 円	=	の残高 円	+	差引積立額 円	+	税込利息額 円	-	所得税額 円
-----	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------

決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)

現在登録されているあなたの振込先は下記のとおりです。

銀行名			
支店名			
預金種目	口座番号		
名義人			

(所属所) (証番号) (部課署)

お積立等明細					
日付	種別	金額 (円)	日付	種別	金額 (円)

(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

